

【諮問第19号】

犬の登録申請書兼原簿非公開の件

63川公審第31号

昭和63年10月22日

川崎市長 伊藤三郎 殿

川崎市公文書公開審査会

会長 山田二郎

公文書の閲覧の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

昭和63年5月21日付け63川衛環食第139号の4をもって川崎市長から諮問のありました「犬の登録申請書兼原簿」非公開の件（諮問第19号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「犬の登録申請書兼原簿」に関する本件閲覧請求を拒否したことは、妥当である。

2 本件請求につき非公開とされた公文書

昭和 63 年度分の川崎・大師・田島各保健所管内の「犬の登録申請書兼原簿」

3 不服申立ての趣旨

不服申立人(以下「申立人」という。)は、昭和 63 年 4 月 30 日付けで川崎市長(以下「市長」という。)に対し、上記の公文書について下記の趣旨の閲覧請求をしたが、同年 5 月 11 日付けで市長からそれぞれ請求拒否通知を受けたので、それら非公開処分の取消を求めて、同年 5 月 14 日付けで、それぞれ不服申立てをしたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、昭和 63 年 6 月 30 日付けの市長による本件 3 件の不服申立ての併合決定に基づき、本件を一括して審査した結果、申立人と実施機関である市長との間における争点に対し、下記のとおり判断する。

なお、申立人は、本件の審査に関し、不服申立書のほかには、意見書等を相当の期間内に提出していない。ただし申立人は、別途本件に関連して、市長への手紙(昭和 63 年 5 月 18 日広聴相談室収受)を提出しているので、当審査会はそれを本件の審査に必要な資料と認め、職権によりその写しを取得した。

(1) 申立人による本件閲覧請求の対象は、形式的には、上記 3 保健所所管の「犬の登録申請書兼原簿」の全体であるように記されているが、その実質的な請求の趣旨は、上記 3 保健所管内における犬の飼い主の氏名・住所、及びそれに関連して飼い犬の種類・生年月日・毛色・性別体格・登録年月日等を併せ知りたいという趣旨であると解される。そのことは、不服申立書において「不服申立ての趣旨及び理由」につき申立人が、「個人の資産などを詮索するものではなく、あくまで、当方の犬の行方の搜索のため」と記していること、及び申立人の「市長への手紙」においてそれを敷えんする趣旨が記されていること、により明らかと認められる。

(2) 実施機関側は、昭和 63 年 6 月 21 日付けの非公開理由説明書において、「今回請求のあった当該情報は、犬の所有者の住所・氏名等が記載されており、個人生活事項に関し、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するもので、川崎市情報公開条例(昭和 59 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。)7 条 1 項 1 号が原則的に非公開とする個人情報に当たる、と主張している。

この点、当審査会は、申立人による本件閲覧請求の対象が、その趣旨として、犬の飼い主の氏名・住所、及びそれに関連する若干の飼い犬情報を加えているものである限り、それは全体として、各個人による犬の飼養という個人生活事項に

関する特定個人の情報（個人情報）に当たるものと解する。

- (3) もっとも、条例7条1項1号が原則的に非公開とする個人情報であっても、同号ただし書きに当たり公開される場合がある。しかし、まず、「犬の登録申請書兼原簿」は、「何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報」や「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」(上記ただし書きア、イ)に当たるとする根拠はなく、この点、実施機関側の主張のとおりである。

つぎに、「犬の登録申請書兼原簿」が「公開することが公益上必要と認められる」場合(上記ただし書きウ)に当たるのは、ある地区で特に飼い犬の咬傷事故が多発しているような特別の事情があり、飼い主のプライバシー保護を上まわる情報公開の社会公共的必要がある場合であると解される。本件において申立人は、行方不明となった飼い犬の探索という情報入手目的を挙げており、これは個人的には切実な要求と考えられるが、それは性質上、他の飼い主のプライバシー保護を上まわるような「公益上の必要」には当たらない。

- (4) さらに、条例7条2項は、公開請求文書の一部だけが公開情報である場合に「部分公開」をすべきことを定めている。この点、本件に関し実施機関は、非公開理由説明書において、「本件の請求趣旨から住所、氏名等の個人情報に係わる部分を除いた部分公開は、当を得ない」と唱えている。

確かに、犬の登録申請書兼原簿における犬自体に関する情報だけを切り出すならば、その多くは個人情報には当たらないであろう。しかし本件申立人は、(1)に記したとおり、飼い主の氏名・住所、及びそれに関連して飼い犬情報を知りたいという趣旨の閲覧請求を出しているものと解せられるので、飼い主の氏名・住所以外の犬情報だけを部分公開することは、本件閲覧請求の趣旨に沿わない公開区分になるものと認められる。

かくして、申立人の本件閲覧請求は、その趣旨として他の市民の個人情報の公開を求めるものである以上、条例7条1項1号に基づいて拒否の決定を受けてもやむをえないと判断されるのである。